

後期高齢者医療制度

問合せ
●大阪府後期高齢者医療広域
連合（保険料：☎06・479
0・2028、給付事務：☎
06・4790・2031）
●国保年金課

■8月から後期高齢者医療被
険者証が変わります

現在の被保険者証（橙色）の
有効期限は7月31日(木)です。そ
れ以後は使用できませんので、
新しい被保険者証（薄緑色）が
届きましたら、破棄するか、国
保年金課窓口へ返却してくださ
い。新しい被保険者証（薄緑色）
は7月下旬までに送付し、届い
た日から使用できます。有効期
限は令和7年7月31日までです。

■医療機関での自己負担割合

医療機関での自己負担割合は
一般所得者等の人は1割、一定
以上の所得のある人は2割、現
役並み所得の人は3割になりま
す。（表1）

令和7年9月30日までの間に
窓口負担割合が1割から2割と
なる人には、外来の月々の負担
増加額が3,000円までとな
る配慮措置があります。2割と
なる被保険者は、3割負担に該
当せず、同一世帯に令和6年度

限度額適用・

標準負担額減額認定証、
限度額適用認定証の更新

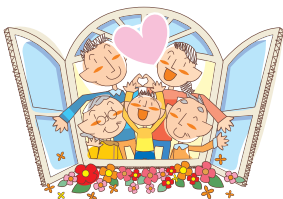
後期高齢者医療限度額適用・標準負
担額減額認定証、後期高齢者医療限度
額適用認定証は医療機関等の窓口で提
示すると医療費、食事代の負担が軽減
されるもので、減額証は住民税非課税
世帯（低所得Ⅱ、Ⅰ）に属する被保険者、
限度証は現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰの
被保険者が対象となります。

現在交付されている減額証、限度証
の有効期限は7月31日(木)までとなっ
ており、引き続き8月1日
(木)からも住民税非課税
世帯、現役並み所得者
区分Ⅱ、Ⅰに属する被
保険者には新しい減額
証、限度証を7月下旬
に送付する予定です。



の住民税課税所得（各種所得控
除後の所得額）が28万円以上の
被保険者がいる場合で次のい
れかに該当する場合は、次のい
●同一世帯に被保険者が1人の
場合：「年金収入（注1）＋そ
の他の合計所得金額（注2）」
が200万円以上
●同一世帯に被保険者が複数い
る場合：「年金収入（注1）＋
その他の合計所得金額（注2）」
の合計が320万円以上
（注1）…遺族年金や障害年金
は含みません。
（注2）…事業収入や給与収入
などから、必要経費や給与所得
控除等を差し引いた後の金額の
ことです。
また、次のいずれかに該当す
る「現役並み所得者」は申請す

ると申請の翌月から2割負担ま
たは1割負担になります。
●同一世帯に被保険者が1人の
場合：被保険者の前年の収入額
が383万円未満もしくは被保
険者の前年の収入額が383万
円以上で、被保険者本人および
同一世帯に属する70歳以上75
歳未満の人の前年の収入合計額
が520万円未満
●同一世帯で被保険者が2人以
上の場合：被保険者の前年の収
入合計額が520万円未満



（表1）一部負担金の割合・自己負担限度額

対 象			負担割合	自己負担限度額（月額）	
				外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者（＊1）	Ⅲ	課税所得690万円以上	3割	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％〔140,100円（＊2）〕	
	Ⅱ	課税所得380万円以上		167,400円＋（医療費－558,000円）×1％〔93,000円（＊2）〕	
	Ⅰ	課税所得145万円以上		80,100円＋（医療費－267,000円）×1％〔44,400円（＊2）〕	
一 般			2割	6,000円＋（外 来 個 人 の総医療費-30,000円） ×0.1または18,000円 のいずれか低い方（＊3）	57,600円〔44,400円（＊2）〕
			1割	18,000円（＊3）	
低所得Ⅱ（住民税非課税世帯）			1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（＊4）					15,000円

※入院時の食事代や差額ベッド代など保険診療外の費用は含みません。月の途中で75歳になる人は半額となります。
（*1）…同一世帯に課税所得額（地方税法上の各種控除後の所得）145万円以上の被保険者がいる人（ただし、所得な
どの条件により、一般になる場合もあります）
（*2）…被保険者が高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目
以降の額（他の医療保険での支給回数は通算されません）
（*3）…年間上限額は144,000円
（*4）…住民税非課税世帯に属し、世帯員全員の各所得が0円（公的年金控除は80万円として計算）である人または、住
民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者

(表2) 療養病床に入院時の食事・居住費

世帯の課税状況	対象	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
課税	現役並み所得者一般	490円(*5)	370円
非課税	低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	230円	
	低所得Ⅰ	140円	
	老齢福祉年金受給者	110円	
	境界層該当者(*6)	110円	0円

(※5)…管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は450円の自己負担です。
(※6)…生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を必要としない状態となる人

■療養病床に入院したとき
食費と居住費の一部が自己負担となります。(表2)
※指定難病患者は(表3)の「入院時の食事代」のみの負担となります。医療の必要性の高い人は(表3)の「入院時の食事代」の負担のほか、居住費の負担がかかります。

(表3) 入院時の食事代 ※適用を受けるためには、窓口での手続きが必要

世帯の課税状況	対象	標準負担額(1食あたり)	
課税	現役並み所得者一般	490円	
	指定難病患者(*7)	280円	
非課税	低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	230円	過去12ヵ月の入院日数が90日以内
		180円(*8)	過去12ヵ月の入院日数が90日を超える(*9)
	低所得Ⅰ	110円	

(※7)…平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病棟に入院しており引き続き入院する人も対象になります。
(※8)…負担額が180円となるのは、申請日の翌月からとなります。
(※9)…低所得Ⅱと認定された日から90日を超えて入院していることが必要となります。適用を受けるためには、国保年金課窓口での申請が必要です。

■12月2日(月)から被保険者証が発行されなくなります
12月1日(日)までに発行された被保険者証は、記載された有効期限まで使用することができます。なお、12月2日以降、転居などで被保険者証の内容が変わった場合は、古い被保険者証を使うことはできません。12月2日からは、基本的に健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードを利用する仕組み(マイナ保険証)になります。現在、被保険者のうち約半数の人がマイナ保険証を保有しています。マイナ保険証を持っている人は被保険者証の有効期限を過ぎると、原則としてマイナンバーカードを提示して受診する方式となりますので、注意してください。

■12月2日(月)から「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します
マイナ保険証の保有状況により、次のとおり交付します。

【資格情報のお知らせ】
マイナ保険証を持っている人が、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や、自己負担割合などが変更された場合は、「資格情報のお知らせ」を交付します。



す。オンライン資格確認等システムを導入している医療機関などは資格情報の変更が自動で連携されますので、マイナ保険証のみで受診することができます。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関などでは、この「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで、受診が可能となります。

【資格確認書】
マイナンバーカードを取得していない、または健康保険証利用登録を行っていないなどの人には、自己負担割合などの被保険者資格の情報が記載された「資格確認書」を交付します。また、マイナ保険証の紛失などをした場合には、国保年金課窓口申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は医療機関の窓口などで提示することで、原則、これまでと同様に医療を受けることができます。